

法 令 名	土地改良法
根 拠 条 項	第 90 条の 2 第 4 項
処 分 の 概 要	目的外使用者等の特別徴収
法 令 の 定 め	<p>○第 90 条の 2 第 4 項</p> <p>国、都道府県又は市町村は、第 87 条の 2 第 1 項の規定により国が行う同項第 1 号の事業により造成された土地を第 94 条の 8 第 5 項（第 94 条の 8 の 2 第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により取得した者又はその承継人が、これらの規定による土地の取得があった日以後 8 年を経過する日までの間に、当該土地を第 94 条の 8 第 4 項（第 94 条の 8 の 2 第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により公告されたその土地の用途以外の用途（政令で定める用途を除く。以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合その他政令で定める場合を除き、その者から、政令の定めるところにより、（都道府県及び市町村にあっては、条例で、）特別徴収金を徴収することができる。</p> <p>< 関連条項 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改良法第 90 条の 2 第 5 項、第 8 項及び第 9 項 ・ 土地改良法施行令第 53 条の 8、第 53 条の 9、第 53 条の 12 及び第 53 条の 13
処 分 基 準	道内において事業の実施例がないことから、当面、処分基準は設定しない。
処 分 担 当 課	各総合振興局（振興局）産業振興部調整課・農村振興課指導企画係
問 い 合 わ せ 先	各総合振興局（振興局）産業振興部調整課・農村振興課指導企画係
備 考	（公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ssk/ ）